

浜長保険センター安全だより(9月)

平成 30 年 9 月 20 日
浜長保険センター 第 22 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



長かった酷暑もようやく去り、田んぼの稲が金色に輝き、虫たちの合唱も楽しめる季節となりました。いくぶん過ごしやすくなりましたが、季節の変わり目ですのでくれぐれもご自愛ください。



問1 ドライブレコーダーとは、何ですか？

事故などで自動車に大きな衝撃が加わった前後の画像を時刻、位置、加速度、方向指示器操作、ブレーキ操作などの状況とともに記録する車載カメラ装置です。

問2 録画方式？

衝撃感知型～事故による衝撃を感知したのみ画像を残す

常時録画型～エンジンを掛けると録画が始まり、走行中は常時、状況を録画する。

両方を備えたタイプもあります。録画するメモリーは、上限があり、最新の数時間が常に上書きされます。

価格面は、最近2万円ほどである程度の性能をもった機種が販売されています。



問3 ドライブレコーダー活用のメリットはあるのか？

交通事故を起こした場合に記録が残るというメリットがあります。常時録画型では、タクシー強盗、後方の自動車から「あおられ」前方に割り込まれ停止させられた違法行為などの一部始終が録画されますし、事故後、相手方とトラブルや口論になった際の「言った」「言わない」の解決にも有効です。

1 交通事故に巻き込まれたときの記録

実際の事故映像が記録されていますから、事故の相手が「青信号で交差点に入った」と相手が嘘を言ったとしても、信号の映像は残っていますので、正当性を主張できます。

2 「当たり屋」対応策としても効果

わざと自動車に接触して慰謝料を請求する「当たり屋」への対応策として録画映像が役立ちます。

また、停止中でも画像を記録できるタイプでは、車上荒らし、当て逃げ、いたずら防止にも利用できます。

問4 ドライブレコーダー映像は、客観的事実が残っている重要な証拠になり得るか？

交通事故が発生したとき、警察による実況見分が行われます。怪我して実況見分に立ち会えないとき、相手方の説明に基づき実況見分が行われます。また、物損事故の場合、殆ど実況見分が行われません。相手の主張と事実が異なっている場合、ドライブレコーダーに残った映像が役立ちます。

問5 損保ジャパンでドライブレコーダーを販売しているのか？

ドライブレコーダーを販売していませんが、通信機能付ドライブレコーダーをリース(月額 850 円)しています。

問6 市販のドライブレコーダーと損保ジャパンのリースドライブレコーダーとは、何処が違うのか？

ドライブレコーダーの機能は、市販ドライブレコーダーと変わりませんが、安心・安全な運転を支援する3つのサポート機能があります。

1 事故対応サポート～事故発生時の自動・手動通報(損保ジャパン、登録した家族に通知、ALSOKの警備員が24時間、いつでも現場急行、相手からヒヤリングなど冷静に対応)

2 運転中のサポート～高画質記録でナンバープレートなどの情報もしっかり記録、車間アラート機能

3 運転診断レポート～ブレーキのタイミング、ハンドル操作など運転データの分析結果を毎月レポート
詳しいことは浜長保険センターにお電話ください。パンフレットもあります。電話 079-246-2561

